

武山地域運営協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、武山地域運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、武山地域内で暮らすすべての人々が互いに助け合いながら、地域の特性や実情にあった魅力あるまちづくりを実現するため、地域内の団体等のネットワーク化を図り、市と協働して地域振興を推進することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域内の各団体間における情報の共有化や相互連携を図ること。
- (2) 地域のまちづくりに関わる企画・立案及び実施に関すること。
- (3) 地域に関わる市の政策等への参画、提案に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要ながあると認められる事項

(組織)

第4条 協議会は、次の団体等から推薦された者を委員として委員会を構成する。

- (1) 武山連合町内会（5名）
- (2) 武山地区社会福祉協議会（2名）
- (3) 武山地区民生委員児童委員協議会（2名）
- (4) 武山観光協会（1名）
- (5) 武山管内小中学校PTA（1名）
- (6) 消防団（1名）
- (7) 体育振興会（1名）
- (8) 青少年育成推進員（1名）
- (9) 氏子会（1名）
- (10) その他、必要と認められる団体

(委員)

第5条 協議会の委員は、委員会で承認する。ただし、委員の定数は20名以内とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 委員が任期の途中で交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の退会は、委員会の承認を得るものとする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 部会長

2 役員は、本会則第4条に定める委員の中から互選する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、会議を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (3) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (4) 監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。
- (5) 部会長は、部会を代表し、協議会に出席する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることが出来る。ただし、会長職は3期を超えることは出来ない。

(会議)

第9条 協議会の会議は、役員会及び委員会とする。

(役員会)

第10条 役員会は、第6条で定める役員をもって構成する。

- 2 役員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 委員会の議決により委任された事項
 - (2) 協議会の運営に関する事項
 - (3) その他協議会に必要な事項

(委員会)

第11条 第4条で定める委員会は、協議会の意思決定機関とする。

2 委員会は、第4条に定める委員の過半数の出席により成立し、会議の決定は出席者の過半数により、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 3 委員会は、次の事項を審議し、決定する。
- (1) 協議会の事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 協議会の事業報告及び決算を承認すること

- (3) 協議会の役員を承認すること。
- (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (5) 部会の設置及び運営に関すること。
- (6) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項

(部会)

- 第12条 協議会には、必要に応じて個別の案件ごとに部会を置くことができる。
- 2 部会に、部会長及び副部会長を各1名置く。
 - 3 部会長及び副部会長は部会員の互選により選出する。
 - 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故のあるときには、その職務を代理する。
 - 5 その他部会の運営に必要な事項は、委員会の決定を得る。

(会議の公開)

- 第13条 協議会に関わる会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 会議の内容が非公開情報に係るものである場合
 - (2) 会議を公開することにより、協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(経費)

- 第14条 協議会の経費は、横須賀市からの交付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

- 第16条 協議会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備するものとする。
- 2 委員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。
 - 3 会計の職務を円滑に行うため、会長の指名により、会計補佐を置くことができる。

(監査と報告)

- 第17条 監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、委員会に報告する。

(相談役又は顧問)

第18条 会長は、必要に応じて協議会に相談役又は顧問を置くことができる。

(事務局)

第19条 協議会の事務局は、横須賀市役所西行政センターに置く。

2 事務局は、協議会の庶務事務を担当する。

3 事務局には、会長が任命した事務局長及び事務局員を置く。

附 則

1 協議会の設立にかかる役員及び委員の任期は、本会則第5条第2項及び第8条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

2 本会則第15条に定める会計年度は、施行日の属する年度に限り、施行日から始まり翌年3月31日をもって終了とする。

3 本会則は、平成27年9月28日から施行する。

4 本会則は、平成29年5月31日から施行する。